

## 渋谷区

### ■住宅購入支援

制度名	ホームページ上には掲載条件に該当する制度はありません。
-----	-----------------------------

### ■家賃助成

制度名	定住対策家賃助成
URL	
対象	<p>単身、夫婦・子育て2人世帯、子育て3人以上世帯（年齢制限あり）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区内に2年以上居住</li> <li>・継続して収入がある</li> <li>・民間賃貸住宅に居住し、自己名義の住宅を所有していない</li> <li>・世帯の総収入が基準以下</li> <li>・住民税を滞納していない</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>引き続き渋谷区内に居住することを希望しながらも、就職、結婚、出産等をきっかけとし、区内の民間賃貸住宅に住み替えを考えたときに、家賃の高さを理由に区外への転出を余儀なくされたり、収入の減少等により、年収に占める家賃の割合が高くなり、現在住んでいるところでの居住継続が困難になってしまった単身世帯や子育て世帯などを対象に、家賃の一部を助成することにより、定住化を促進し、少子化対策を図ることを目的とします。</p>
申し込み期間など	平成22年度は終了
備考	
担当部署と連絡先	福祉保健部管理課住宅係 03-3463-1848

### ■改修助成

制度名	住宅修築資金の融資あっせん
URL	<a href="http://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/house/shien.html">http://www.city.shibuya.tokyo.jp/kurashi/house/shien.html</a>
対象	<p>■対象となる方 本人が現に居住する、あるいは修築後居住しようとする住宅について、修築（修繕、耐震補強、アスベスト除去）を行う方が対象です。 その他、以下のすべての条件を満たすことが必要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・完済時の年齢が75歳未満であること</li> <li>・十分な返済能力があること</li> <li>・本人または同居する親族の所有する家屋であること</li> </ul> <p>※共同住宅の共用部分の改修工事（修繕またはこれに伴う3.3㎡未満の増築工事）を含みます。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>住宅の修築のための資金について、以下の条件で取り扱い金融機関から融資をあっせんし、利子の一部を補給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資のあっせん額：500万円以内（1万円単位。ただし、共同住宅の共有部分に対しては1件につき100万円以内）</li> <li>・返済期間：5年以内（融資額200万円以下の場合。200万円を超える場合は10年以内）</li> <li>・金利：1.9%（うち0.7%を区が助成し、本人負担は1.2%。平成22年4月1日～平成23年3月31日に融資あっせんを受けた場合）</li> </ul> <p>※水害を受けた場合には上乗せして助成します。</p>
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	手続き、必要書類、その他要件などの詳細は担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	都市計画課 都市計画係 03-3463-2619

制度名	住宅改修予防給付、住宅設備改修給付
URL	<a href="http://www.city.shibuya.tokyo.jp/fukushi/senior/zt_kaigo.html">http://www.city.shibuya.tokyo.jp/fukushi/senior/zt_kaigo.html</a>
対象	<p>■対象となる方</p> <p>■住宅改修予防給付の対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で、介護保険で非該当（自立）と判定された方で、日常の動作に困難があり住宅の改修が必要と認められる方が以下の改修を行う場合が対象です。</li> <li>・手すりの取り付け</li> <li>・床段差の解消</li> <li>・滑り防止や移動の円滑化などのための床材変更</li> <li>・引き戸などへの扉の取り替え</li> <li>・洋式便器などへの便器の取り替え</li> <li>・これらの工事に付帯して必要となる工事</li> </ul> <p>■住宅設備改修給付の対象となる方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上で、介護保険で要介護・要支援・非該当（自立）と判定された方で、日常の動作に困難があり住宅改修が必要と認められた方が、以下の改修を行う場合が対象です。</li> <li>・浴槽の取り替え（既存の浴槽での入浴が困難な方）</li> <li>・流し、洗面台の取り替え（車イスを使用している方）</li> <li>・便器の洋式化（介護保険及び住宅改修予防給付で便器の洋式化を実施できない方）</li> <li>・これらの改修に付帯して必要となる工事</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>■住宅改修予防給付</p> <p>工事費用（上限20万円）を助成します。 ※1割の自己負担が必要です（限度額を超えた部分の全額自己負担になります）</p> <p>■住宅設備改修給付</p> <p>浴槽取り替え：上限37万9,000円 流し・洗面台の取り替え：上限15万6,000円 便器の洋式化：上限10万6,000円 ※工事費用の1割の自己負担が必要です（限度額を超えた部分の全額自己負担になります）</p>
申し込み期間など	すでに工事をしている場合は対象になりません。事前に相談してください。
備考	助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	高齢者サービス課 サービス事業係 03-3463-1997
制度名	木造住宅耐震診断コンサルタント派遣
URL	<a href="http://www.city.shibuya.tokyo.jp/anzen/bosai/sonae/consultant.html">http://www.city.shibuya.tokyo.jp/anzen/bosai/sonae/consultant.html</a>
対象	<p>■対象となる住宅</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・木造（丸太組構法、旧38条認定及び型式適合認定によるプレハブ工法を除く）の専用住宅、木造兼用住宅、併用住宅（居住者が併用部分を使用する）長屋または共同住宅で、個人の所有するもの</li> <li>・昭和56年5月31日以前に建築工事に着手されていること</li> </ul> <p>※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	区に登録している耐震診断コンサルタントを無料で派遣します。
申し込み期間など	特段の定めはありません。
備考	その他建築物についても助成制度があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。
担当部署と連絡先	防災まちづくり課 防災まちづくり係 03-3463-2647

制度名	木造住宅耐震改修助成
URL	<a href="http://www.city.shibuya.tokyo.jp/anzen/bosai/sonae/mokuzojutaku_kiasyu.html">http://www.city.shibuya.tokyo.jp/anzen/bosai/sonae/mokuzojutaku_kiasyu.html</a>
対象	<p>■対象となる住宅 木造住宅耐震診断コンサルタント派遣の対象となる要件を満たす住宅のうち、耐震診断の結果、構造評点が1.0未満である住宅について、区に登録している耐震診断コンサルタントが耐震設計及び工事監理を行うものが対象です。 ※その他、一定の要件があります。</p>
制度内容	<p>耐震改修工事についての設計、工事監理、工事（除却を含む）及び耐震特別委員会の判定に要する費用について助成します。</p> <p>■構造評点を1.0以上にする耐震改修 耐震改修費用の2分の1（上限100万円）を助成します。 ※65歳以上など一定の要件を満たした方が居住している場合は上乗せして助成します。</p> <p>■構造評点0.7以上または1階のみを構造評点1.0以上にする耐震改修 耐震改修費用の2分の1（上限60万円）を助成します。 ※65歳以上など一定の要件を満たした方が居住している場合は上乗せして助成します。</p>
申し込み期間など	<p>助成の申請は、施工業者と契約する前に行ってください。 なお、耐震改修工事とリフォームなどの改修工事を同時に行う場合は、耐震改修工事のみ補助対象となるので、内訳書・設計図などで区分を明確にしてください。</p>
備考	<p>助成の対象などには一定の要件があります。手続き、必要書類、その他要件の詳細などは担当部署にお問い合わせください。</p>
担当部署と連絡先	<p>防災まちづくり課 防災まちづくり係 03-3463-2647 平成22年6月4日時点の情報です。</p>